

平成 20 年 12 月 1 日制定

平成 20 年 2 月 27 日改定

令和 5 年 6 月 1 日改定

## 会 費 規 程

この規程は、一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会(以下、本協会という。)定款第9条(入会金および年会費)の規定に基づき、本協会の入会金および会費について、その基準を定めるものである。

### (入会金)

第1条 入会金は、次のとおり定め、入会金は入会者から入会と同時に本協会に納入する。振込手数料は新規入会者の負担とする。

1. 正会員 300,000円
2. 特別会員 1,000,000円
3. 賛助会員 150,000円

### (会費)

第2条 年会費は、次のとおり定め、年度初めに一括して本協会に納入する。

ただし、入会者の年会費については、入会と同時に本協会へ納入する。振込手数料は会員の負担とする。

1. 正会員 240,000円
2. 特別会員 480,000円
3. 賛助会員 120,000円

### (入会金および年会費の決定)

第3条 入会金、年会費は社員総会の議決を経て、その金額を変更することができる。